

図3-3 特定事象発生時の通報系統図（島根原子力発電所）

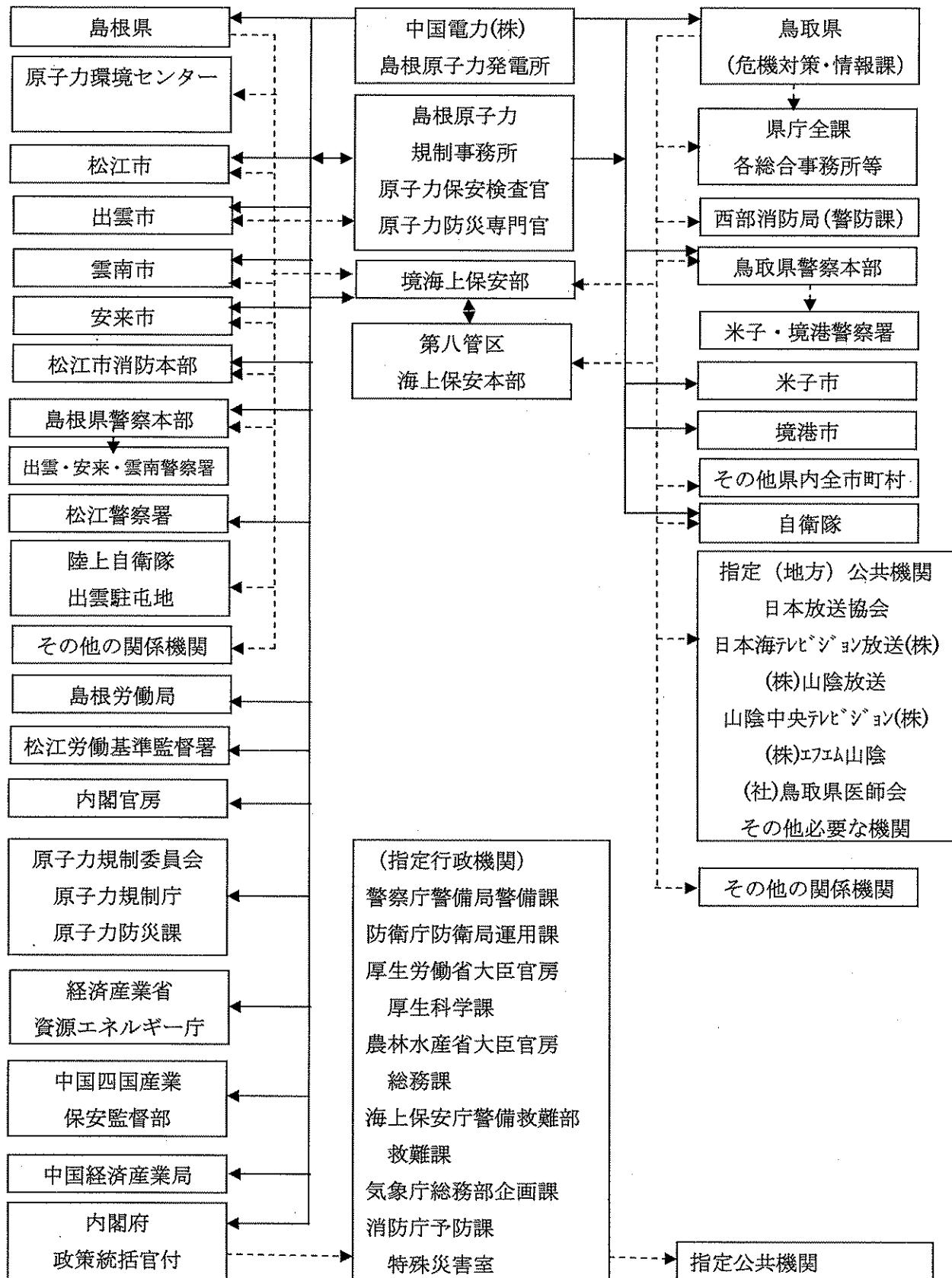


図3-4 特定事象発生情報の連絡系統図（人形峠環境技術センター）

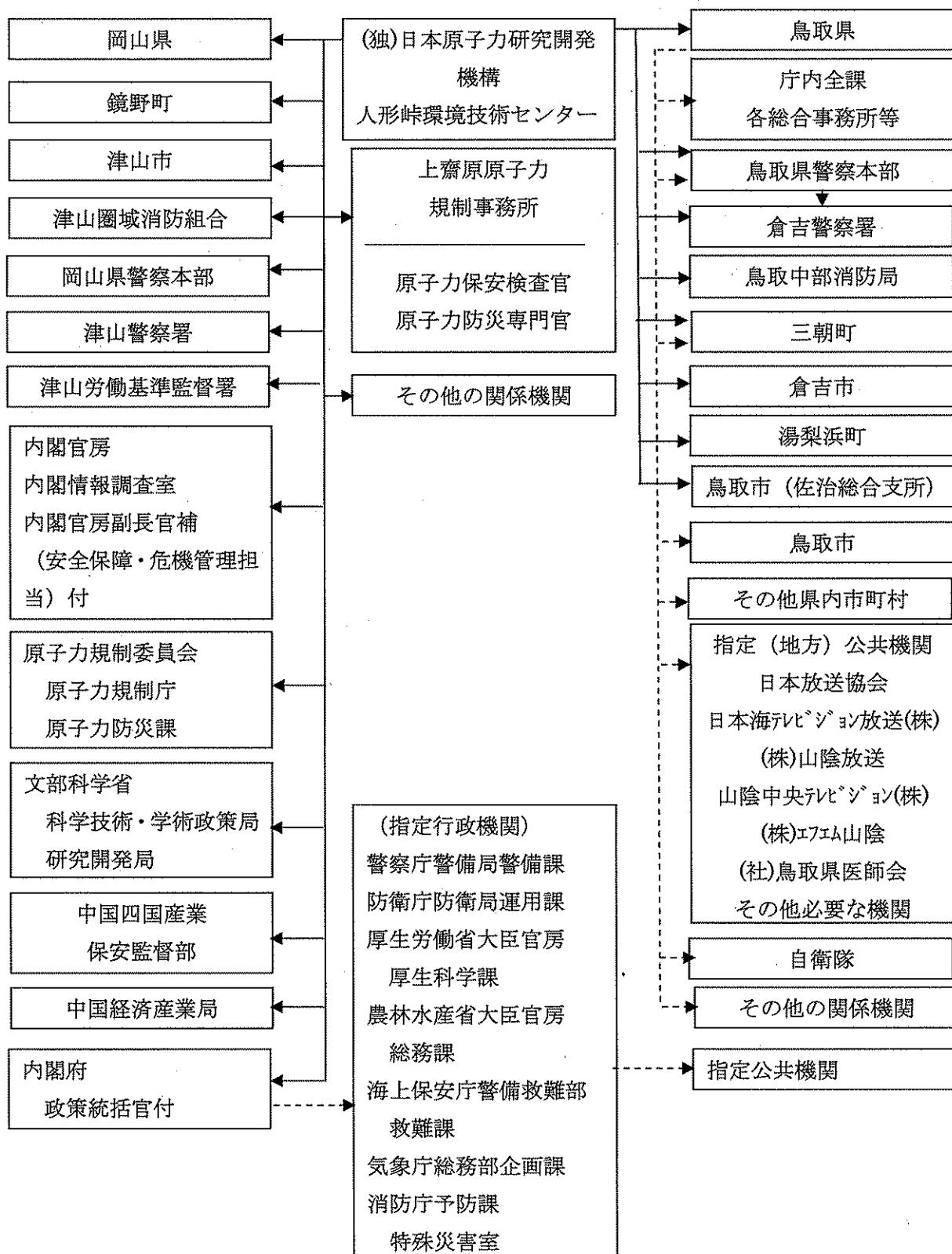


図3-5 県のモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値を発見した場合
 (島根原子力発電所)【P:監視装置⇒今年度整備予定】

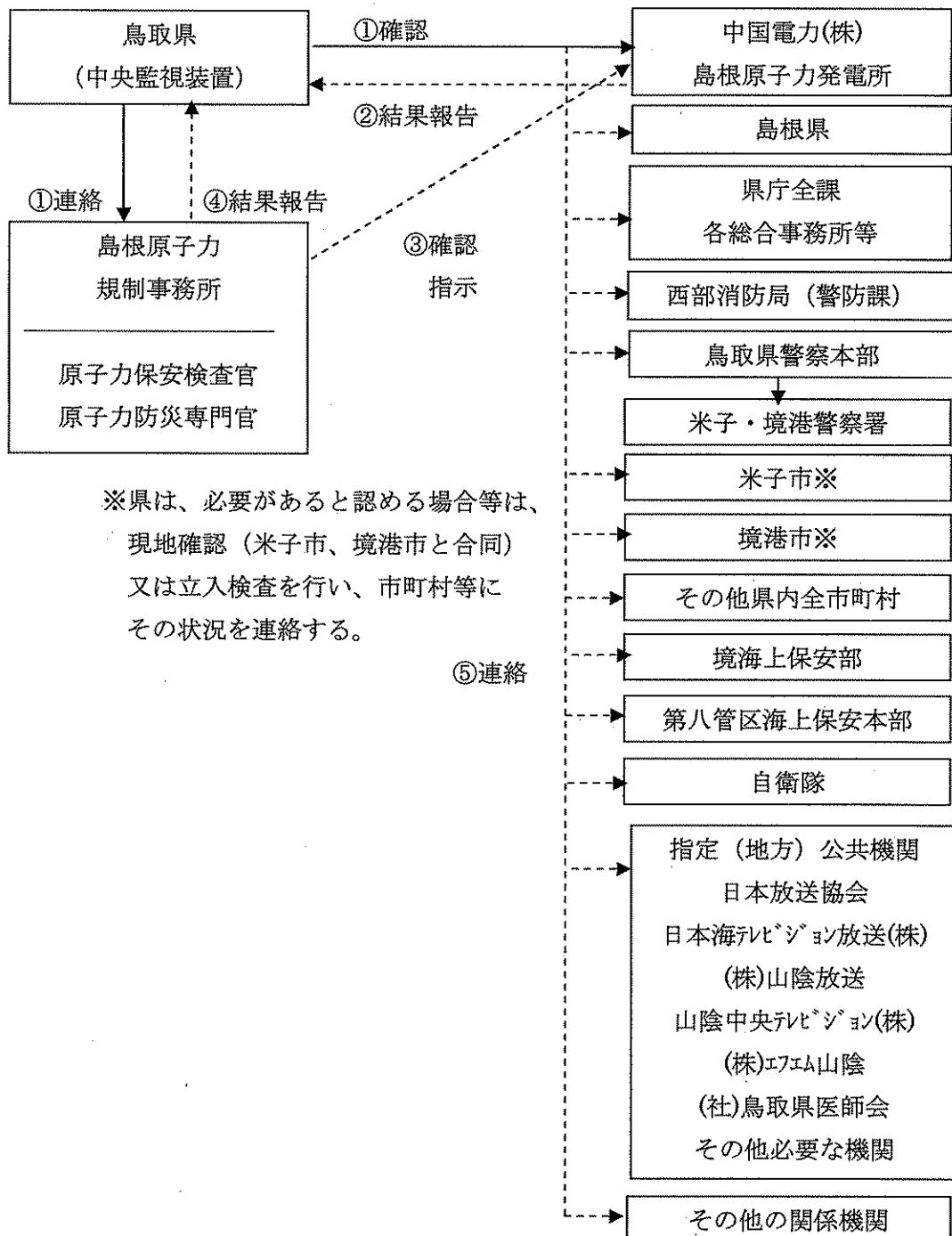
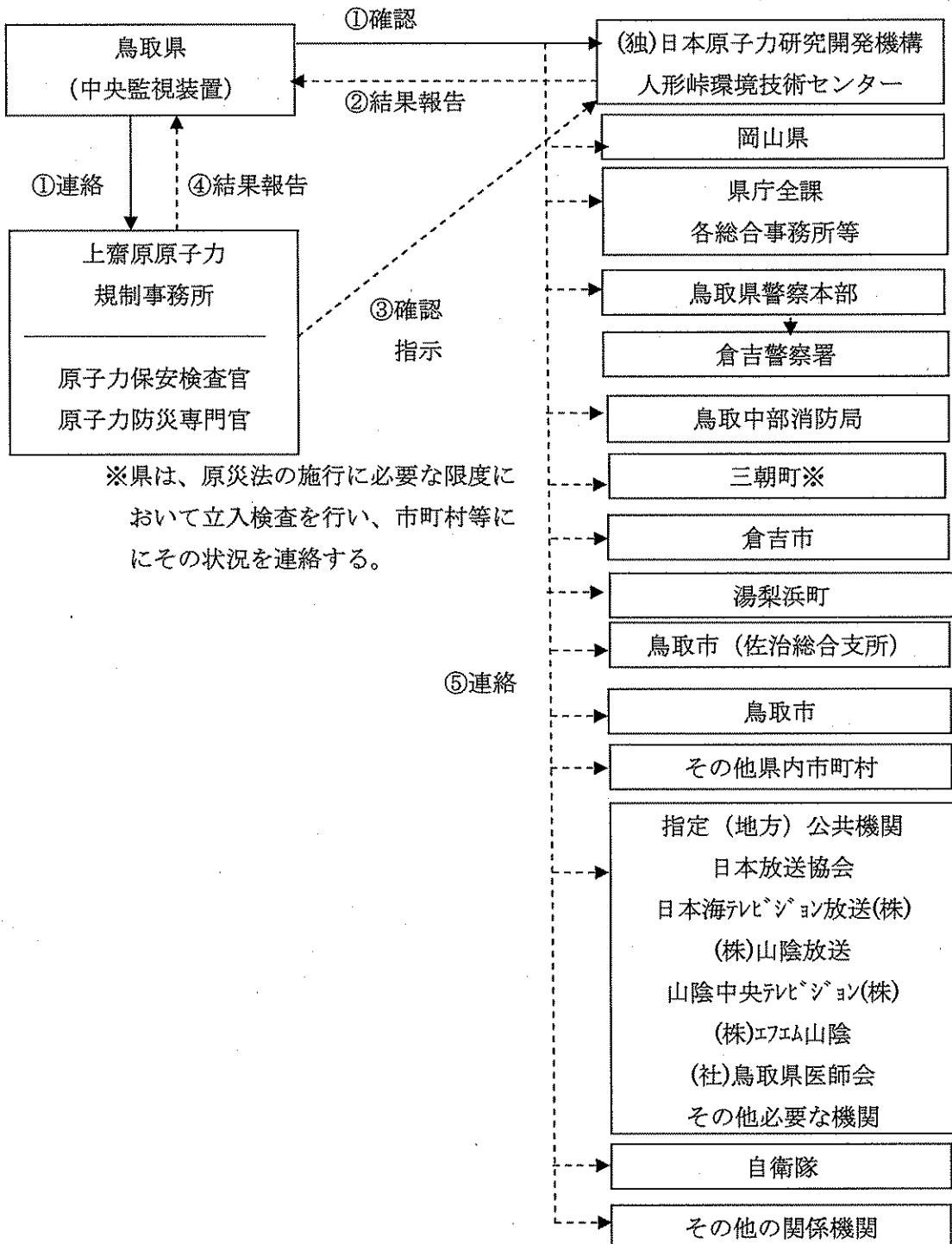


図3－6 県のモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値を発見した場合
(人形峠環境技術センター)



2. 応急対策活動情報の連絡

(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ① 原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在県、所在市町村、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、県は通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- ② 県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を隨時連絡する等、相互の連絡を密にするものとする。
- ③ 県は、関係周辺市町及び指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を隨時連絡する等、連絡を密にするものとする。
- ④ 県及び関係周辺市町は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- ⑤ 県は、オフサイトセンターに職員を派遣し、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。また、② オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を隨時連絡するものとする。

(2) 原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

- ① 原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。
県は、国の現地対策本部、指定公共機関、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う各機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- ② 県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を隨時連絡するものとする。
- ③ 原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び関係周辺市町をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

④ 連絡系統図

ア 島根原子力発電所

国（原子力規制委員会）から連絡を受けた事項について、県は、米子市、境港市、その他県内市町村、自衛隊、関係する指定地方公共団体等に連絡を行うものとする。

- ・図3-7 「緊急事態認定時の通報系統図（島根原子力発電所）」

イ 人形峠環境技術センター

国（原子力規制委員会）から連絡を受けた事項について、県は、三朝町、その他県内市町村、関係する指定地方公共団体等に連絡を行うものとする。

- ・図3-8 「緊急事態認定時の連絡系統図（人形峠環境技術センター）」

図3-7 緊急事態認定時の通報系統図（島根原子力発電所）

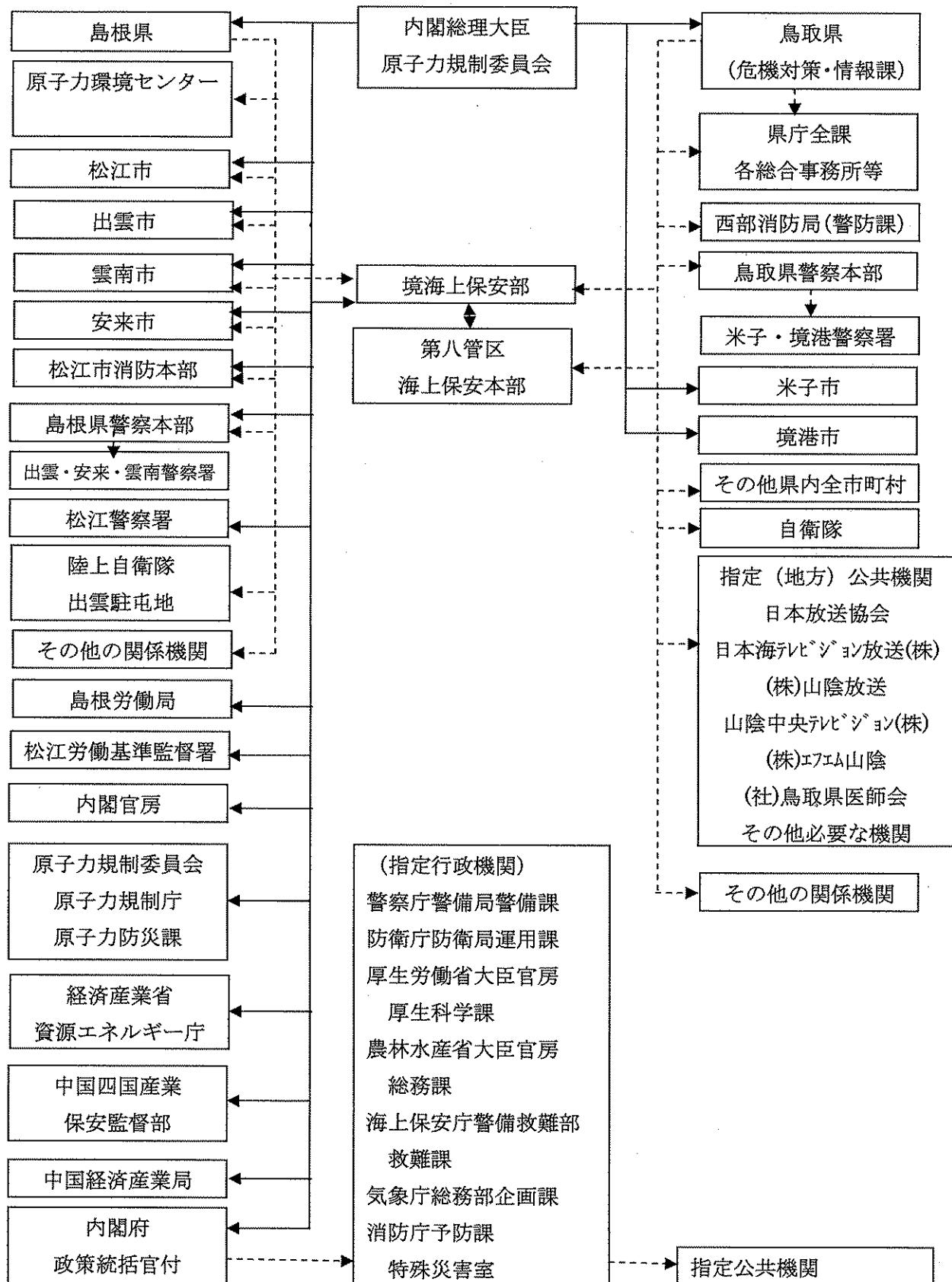
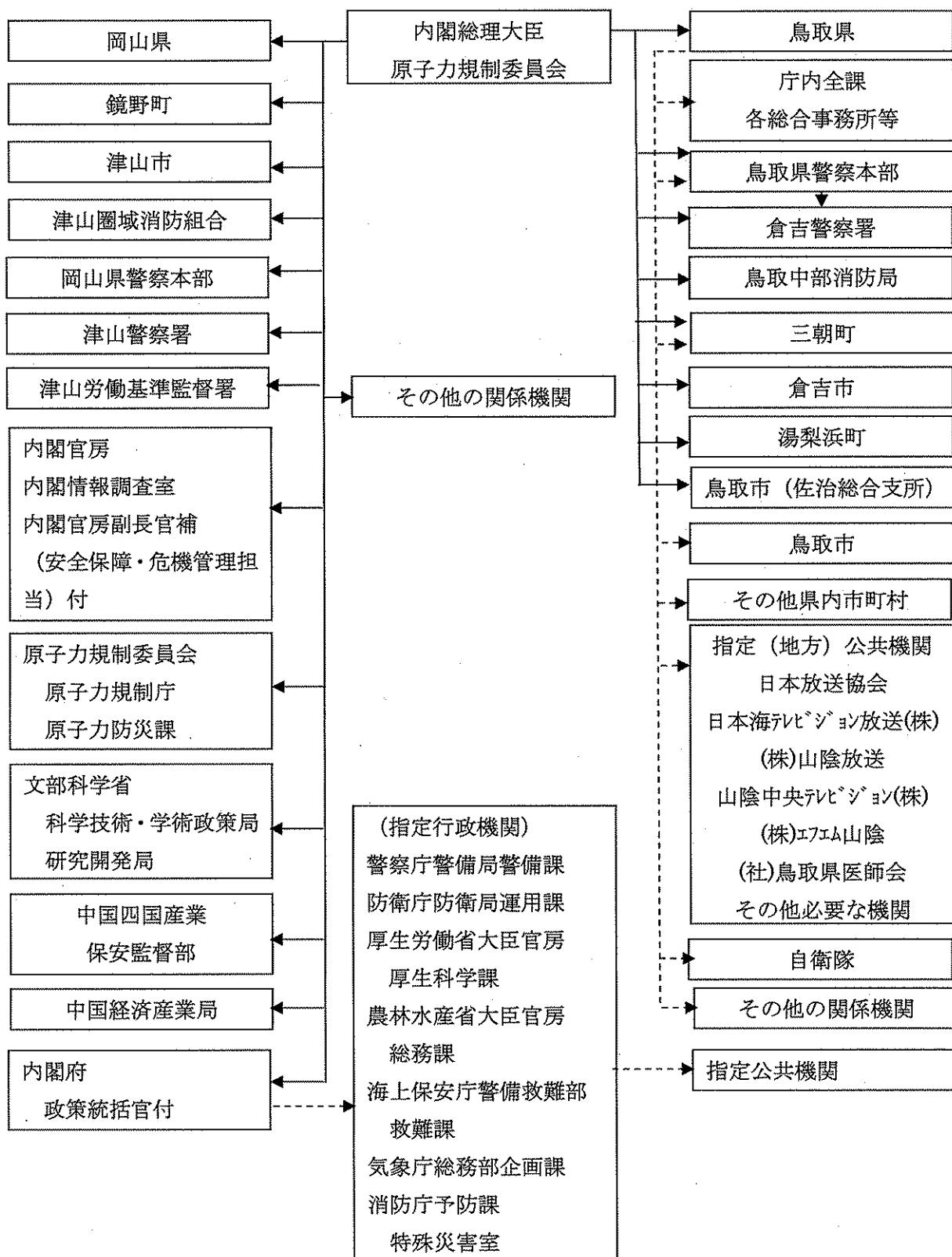


図3-8 緊急事態認定時の連絡系統図（人形峠環境技術センター）



3. 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-A L E R T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は、伝達された内容を関係周辺市町に連絡するものとする。この際、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

(1) 緊急時モニタリングの実施

県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合、EMCを設置するとともに、原子力災害対策本部の総合調整のもと、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリング計画に基づく緊急時モニタリングを実施し、実施結果をとりまとめ、原子力災害対策本部に送付するものとする。

(2) 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画

緊急時モニタリング実施計画は、原子力規制委員会が、原子力災害対策指針に基づき策定するものとされている。

原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定するため、県は、関係省庁、原子力事業者等とともに会議に参画し、改定に協力するものとする。

(3) モニタリング結果の共有

県は、国と連携し、モニタリングの結果及びその評価を共有することとする。また、緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた県は、その内容を所在県、所在市町、関係周辺市町及びその他県内市町村に連絡するものとする。

(4) 緊急時の公衆の被ばく線量の実測

県は、国及び指定公共機関と連携し、特定事象の通報がなされた場合、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一か月以内を目処に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

第3節 活動体制の確立

1. 県の活動体制

(1) 事故対策のための警戒態勢

① 警戒態勢

県は、特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係周辺市町、所在県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。

② 情報の収集

県は、特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、警戒本部を設置し、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得る等国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

③ オフサイトセンターの設営準備への協力

県は、特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力をを行うものとする。

④ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

県は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

⑤ 国等との情報の共有等

県は、派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について隨時連絡する等当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

⑥ 警戒態勢の解除等

警戒態勢の解除又は警戒態勢からの体制移行は、概ね以下の基準によるものとする。

ア 原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなったと認めたとき

イ 災害対策本部に移行したとき

(2) 災害対策本部の設置等

① 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に知事を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。さらに、原則として島根原子力発電所の場合においては、副知事を長とする現地災害対策本部を西部総合事務所に設置し、統轄監及び連絡要員をオフサイトセンターに派遣するものとし、人形峠環境技術センターの場合においては、副知事を長とする現地災害対策本部をオフサイトセンターに設置するものとする。

② 災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき

イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

(3) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

災害対策本部等の組織、構成、配備体制（収集方法）、所掌事務等を定める。なお、これに定めのない事項については、鳥取県地域防災計画 災害応急対策編（共通）の定めによるほか、必要に応じて本部長が指示するものとする。

- ・図3-9 「警戒本部の組織」
- ・図3-10 「島根原子力発電所に係る災害本部体制」
- ・図3-11 「人形峠環境技術センターに係る災害本部体制」
- ・表3-1 「災害対策本部の所掌事務」
- ・別紙1 「原子力災害時の災害体制の基準（島根原子力発電所）」
- ・別紙2 「原子力災害時の災害体制の基準（人形峠環境技術センター）」

(4) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

(5) 付属機関の設置

災害対策本部を設置したときは、業務を統一的かつ効果的に実施するため、付属機関を設置する。

- ア 緊急時モニタリングセンターの設置（警戒態勢から引き続き設置）
- イ 医療救護対策本部の設置
- ウ 災害時要援護者対策本部の設置

図3-9 警戒本部の組織

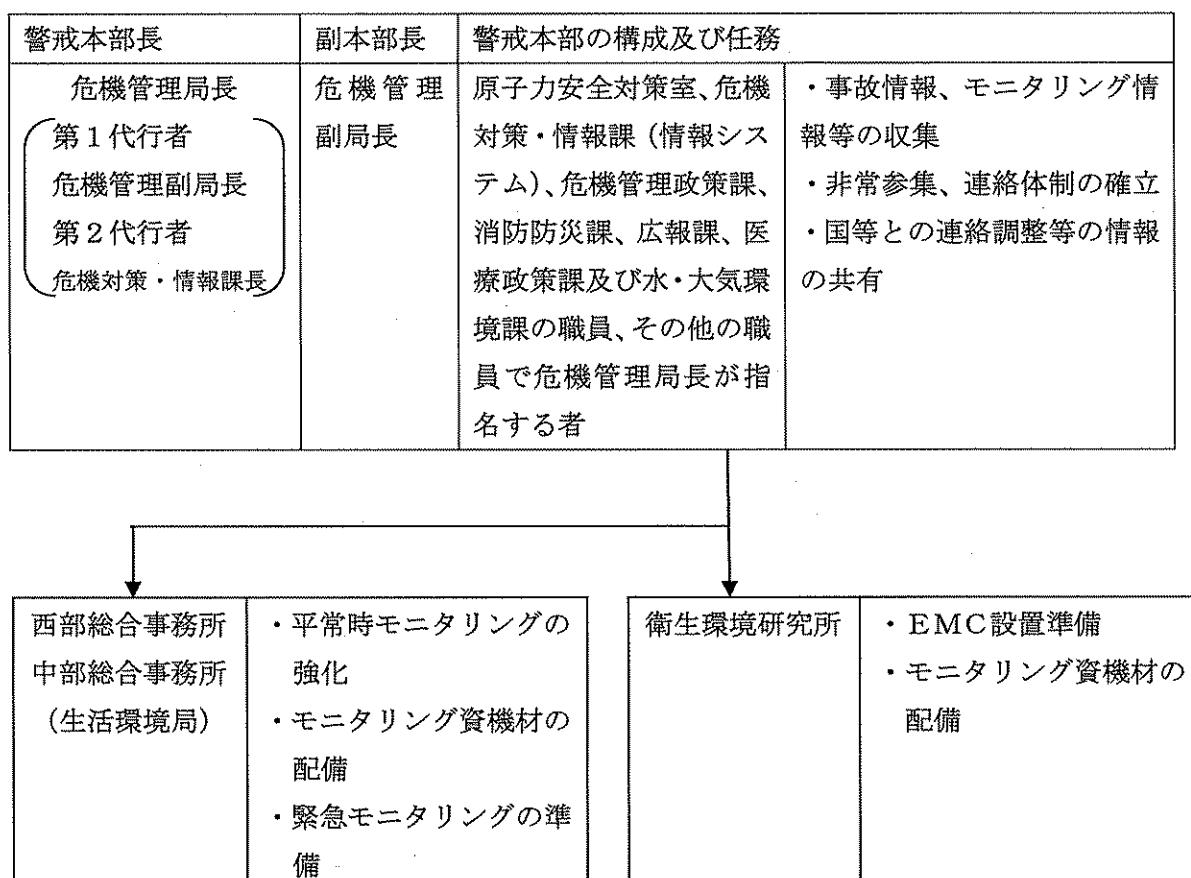
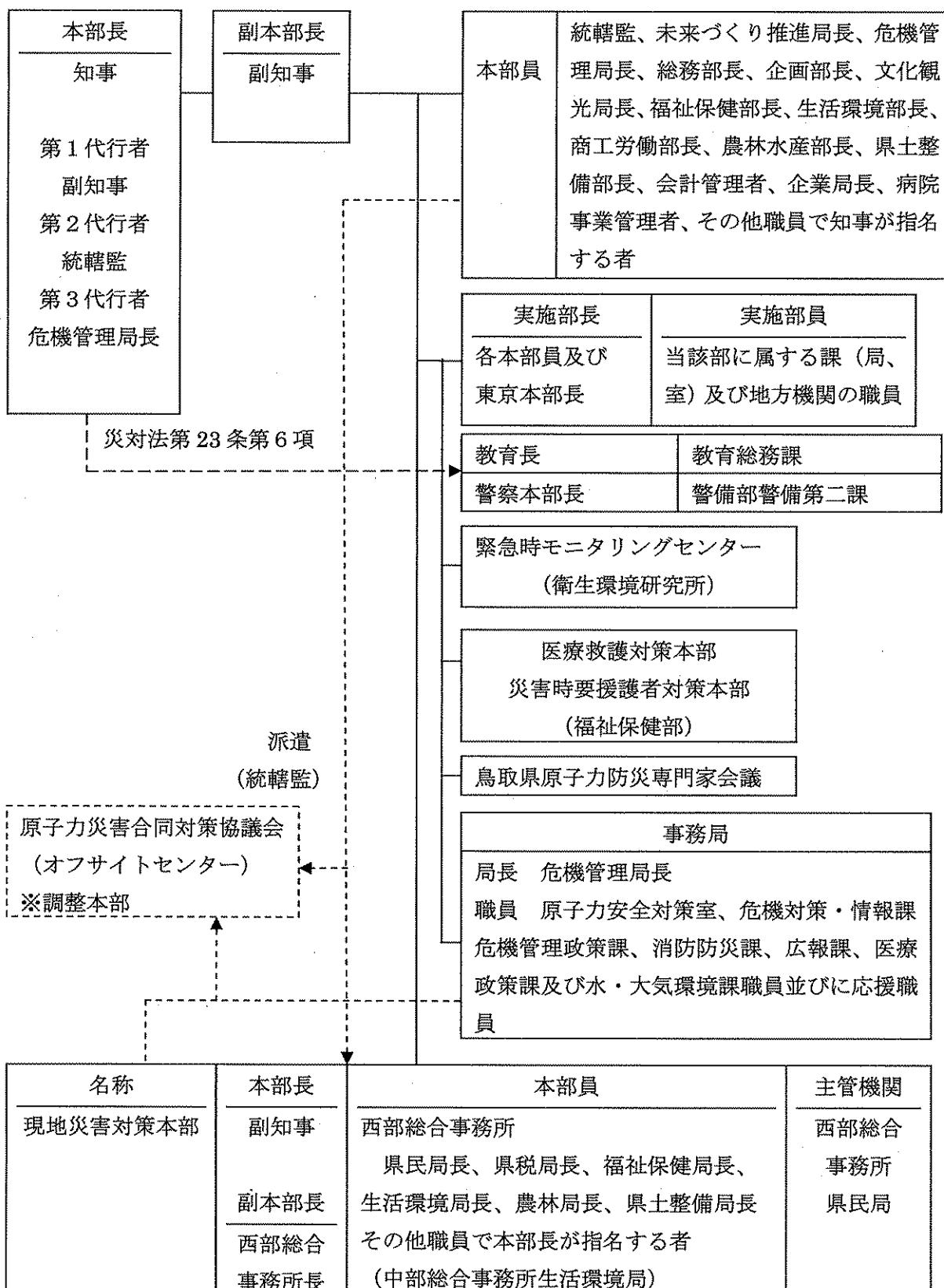
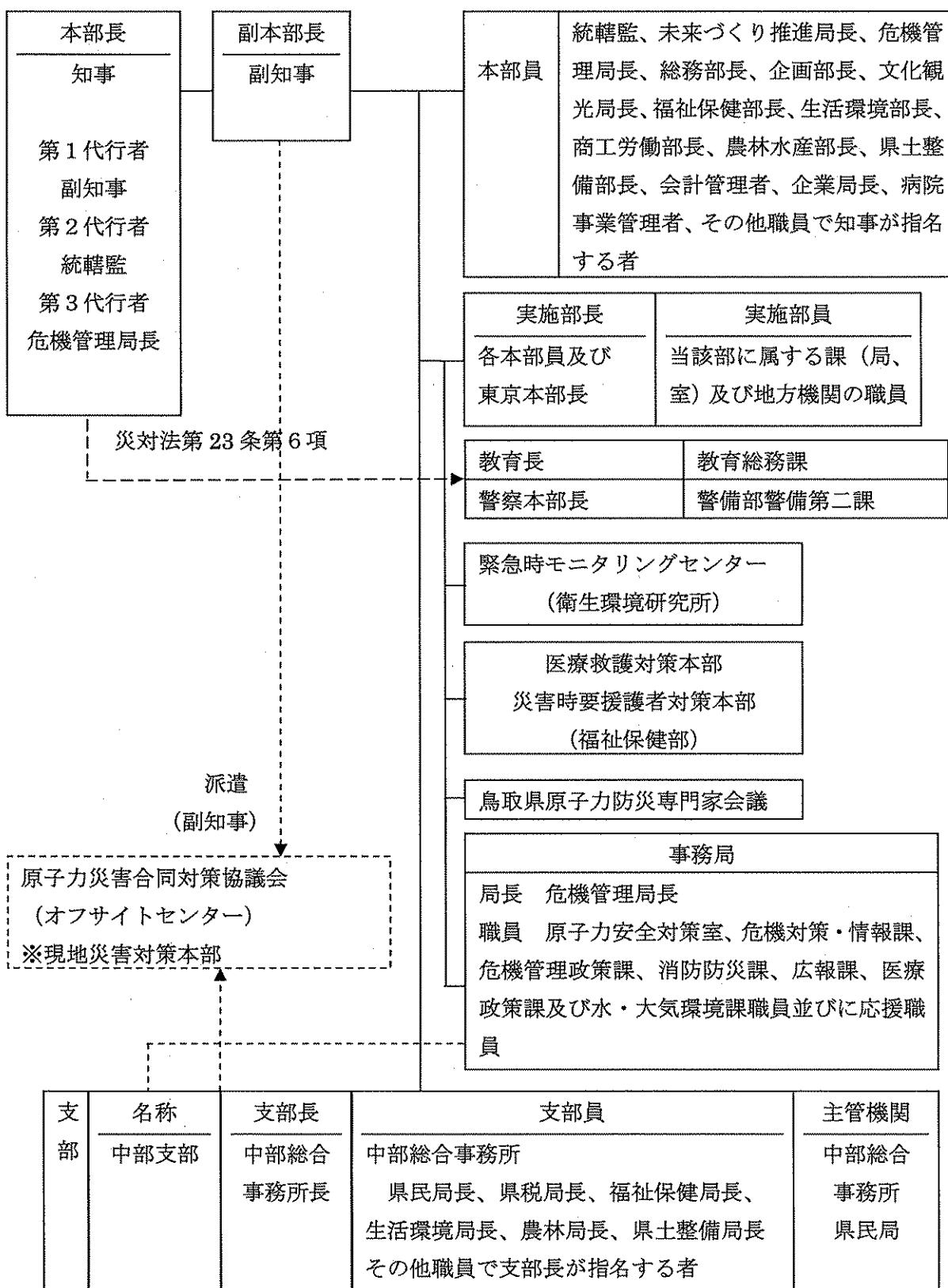


図3-10 島根原子力発電所に係る災害本部体制



※その他の総合事務所には支部を置く。

図3－11 人形崎環境技術センターに係る災害本部体制



※その他総合事務所にも支部を置く

表3－1 災害対策本部の所掌事務

実施部局長	主管課	課（班）長	事務分掌
未来づくり推進局長	未来戦略課	未来戦略課長	1 統轄監の連絡調整に関すること 2 未来づくり推進局内の連絡調整に関すること。
		広報課長	1 災害対策および避難等に係る広報に関すること 2 陳情（市町村）に関すること 3 報道機関との連絡調整、放送要請に関すること 4 災害対策本部事務局の応援に関する事（広報班）
		県民課長	1 県民からの県政に係る一般広聴に関すること 2 災害対策本部事務局の応援に関する事（情報収集班）
		鳥取力創造課長	1 ボランティアの受け入れに関する事
総務部長	総務課	総務課長	1 本部長および副本部長の連絡調整に関する事 2 災害見舞、視察者等の主要来県者の対応に関する事 3 庁舎の管理、運用、調査に関する事 4 総務部内の連絡調整に関する事
		財政課長	1 災害関係費の予算措置に関する事 2 県議会に関する事 3 陳情書（政府・国会）の作成に関する事
		政策法務課長	1 損害賠償に関する事
		税務課長	1 災による県税の減免に関する事
		営繕課長	1 県有財産、營造物の災害、応急復旧に関する事
		人事企画課長	1 職員の服務、給与に関する事 2 職員の動員、派遣要請、受け入れに関する事 3 災害時緊急支援チームの派遣に関する事 4 職員災害応援隊の派遣に関する事

			<p>5 職員の相互応援および職員派遣要請に関すること</p> <p>6 職員の安否、補償に関すること</p>
		業務効率推進課長	<p>1 広域避難所の運営の統括に関すること</p> <p>2 広域避難所の運営（県管分）に関すること</p> <p>3 鳥取県庁業務継続計画の総括に関すること</p>
		財源確保推進課長	<p>1 公有財産の管理に関すること</p> <p>2 派遣専門家等応援要員の宿舎に関すること</p>
		福利厚生課長	<p>1 職員のり災給付に関すること</p>
		人権同和対策課長	<p>1 人権擁護の確保に関すること</p>
東京本部長		東京本部	<p>1 国会及び関係各省庁等との連絡その他必要な対策に関すること</p>
企画部長	企画課	企画課長	<p>1 関係省庁の視察に関すること</p> <p>2 企画部内の連絡調整に関すること</p> <p>3 災害対策本部事務局の応援に関すること (涉外班)</p>
		教育・学術振興課長	<p>1 私立学校の災害対策に関すること</p>
		情報政策課長	<p>1 災害時の情報システムによる県民向け情報提供支援に関すること</p> <p>2 鳥取情報ハイウェイに関すること</p>
		自治振興課長	<p>1 り災市町村の行財政運営に対する助言および情報提供に関すること</p> <p>2 安否情報（外国人を含む）の収集、問い合わせに関すること</p>
		交通政策課長	<p>1 災害時における公共交通機関の運行状況の把握に関すること</p> <p>2 災害時における輸送力の確保に関すること</p>
文化観光局長	文化政策課	文化政策課長	<p>1 文化観光局内の連絡調整に関すること</p>
		交流推進課長	<p>1 災害時における災害時要援護者（外国人に限る。）への情報提供、避難、救護に関すること</p>

		観光政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における観光客への情報提供に関すること 2 観光施設の災害対策に関すること 3 観光施設における風評被害対策に関すること
福祉保健部長	福祉保健課	福祉保健課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における災害時要援護者（外国人を除く。）への情報提供、避難、救護に関すること 2 災害時要援護者避難対策本部に関すること 3 災害時要援護者の輸送手段確保の支援に関すること 4 災害救助法に関すること 5 義援金の受付に関すること 6 福祉保健部内の連絡調整に関すること 7 災害対策本部事務局の応援に関すること (救護班)
		障がい福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設等の災害対策に関すること 2 り災者に対する身体障害者福祉法の適用に関すること
		長寿社会課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉施設の災害対策、り災老人の援護に関すること 2 災害ボランティア等の支援に係る総合調整に関すること
		子育て応援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所、私立幼稚園の災害対策に関すること
		青少年・家庭課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設（障害児施設を除く）の災害対策に関すること 2 り災母子世帯に対する母子福祉資金およびり災寡婦世帯に対する寡婦福祉資金の融資に関すること 3 り災児童の援護、メンタルヘルスに関すること

		子ども発達支援課長	1 児童福祉施設（障害児施設に限る）の災害対策に関すること
		健康政策課長	1 避難者のスクリーニング、除染に関すること 2 保健・栄養指導に関すること
		医療政策課長	1 医療救護対策本部に関すること 2 緊急被ばく医療活動に関すること 3 医療機関の災害対策に関すること
		医療指導課長	1 安定ヨウ素剤の予防的投与体制の整備に関すること 2 医薬品および衛生材料の調達（流通）に関すること
生活環境部長	環境立県推進課	環境立県推進課長	1 電力事業者の被害状況の把握に関すること 2 生活環境部内の連絡調整に関すること
		水・大気環境課長	1 平常時モニタリングに関すること 2 環境の除染に関すること 3 給水に関すること 4 仮設トイレの確保に関すること
		衛生環境研究所長	1 環境放射線モニタリングに関すること 2 緊急時モニタリングセンターの設置、管理、運営に関すること
		循環型社会推進課長	1 災害廃棄物の処理に関すること
		くらしの安心推進課長	1 生活関連物資の調達・供給（携帯トイレ、飲料水（ボトルウォーター）を含む）に関すること 2 食品衛生、食中毒防止対策に関すること 3 ペットに関すること 4 入浴施設（公衆浴場）のあつせんに関すること 5 災害対策本部事務局の応援に関すること（物資班）
		住宅政策課長	1 応急仮設住宅の供給に関すること 2 公営住宅の調査に関すること 3 恒久住宅の提供に関すること

商工労働部長	商工政策室	商工政策室長	1 商工労働部内の連絡調整に関すること
		経済通商総室長	1 トランクその他物資輸送手段の確保、手配 2 り災中小企業に対する金融に関すること 3 商工会議所、商工会および中小企業団体中央会等の連絡に関すること 4 生活必需品の流通に関すること 5 商業関係施設の災害対策に関すること
		雇用入材総室長	1 被災労働者の福祉対策および金融措置に関すること 2 り災者の雇用機会の確保に関すること
農林水産部長	農政課	農政課長	1 農林水産業団体との連絡調整に関すること 2 農林水産部内の連絡調整に関すること
		経営支援課長	1 農業災害補償に関すること 2 被害農家に対する融資に関すること
		生産振興課長	1 食糧の確保（流通）及びあっせんに関すること 2 農産物、養蚕の災害対策に関すること 3 種苗、生産資材等に関すること 4 農産物の採取、出荷の規制に関すること 5 農産物の風評被害対策に関すること
		畜産課長	1 畜産物の災害対策に関すること 2 畜産物の出荷の制限に関すること 3 飼料、動物用医薬品に関すること 4 家畜の移動等に関すること 5 畜産物の風評被害対策に関すること
		水産課長	1 漁業無線に関すること 2 漁船および小型船舶に関すること 3 県有船舶の運用、調整に関すること 4 水産業に対する融資に関すること 5 水産物の災害対策に関すること 6 水産物の採取、出荷の制限に関すること 7 水産物の風評被害対策に関すること
		技術企画課	1 建設用資機材の調達に関すること 2 公共土木施設用地の供与、土地等の使用に関すること

		道路企画課長	1 道路の通行の確保に関すること 2 道路状況の把握に関すること
		道路建設課長	
		空港港湾課長	2 空港、港湾、漁港施設の把握、確保に関すること
		県土総務課長	1 建設業者への連絡に関すること 2 県土整備部内の連絡調整に関すること
会計管理者	会計指導課	会計指導課長	1 災害対策に係る費用の出納に関すること
		審査出納課長	
		集中業務課長	1 県有車両の運用、調整に関すること 2 災害対策に係る物品の購入契約に関すること
企業局長	経営企画課	経営企画課長	1 企業局内の連絡調整に関すること
		工務課長	1 県営発電施設の把握及び運転確保に関すること 2 県営工業用水施設の把握及び保全に関すること
病院事業管理者	総務課	県立中央病院 県立厚生病院	1 県立病院への患者受入可能状況の把握に関すること 2 県立病院救護班派遣可能状況の確認に関すること 3 県立病院における災害時の被ばく医療体制に関すること
教育長	教育総務課	教育総務課長	1 災害対策関係職員の動員に関すること 2 公立学校の避難計画作成支援に関すること 3 避難所の確保、開設、運営に関する協力に関すること 4 教職員等のり災給付に関すること 5 教育部内の連絡調整に関すること
		教育環境課長	1 教育施設の災害対策に関すること
		小中学校課長	1 公立学校等への情報の伝達に関すること
		特別支援教育課長	2 避難児童及び生徒の救護に関すること 3 応急教育に関すること
		高等学校課長	4 り災生徒・児童の育英奨学に関すること

		家庭・地域教育課長	1 社会教育施設の災害対策に関すること 2 防災活動に協力する婦人会、青年団の連絡調整に関すること
		人権教育課長	1 り災生徒の奨学資金に関すること 2 集会所の災害対策に関すること
		スポーツ健康教育課長	1 り災生徒・児童の保健衛生に関すること 2 災害時における学校給食対策に関すること
警察本部長	警備第二課	警備第二課長	1 広域緊急援助隊の受け入れ体制等の整備に関すること 2 避難住民の誘導・指示に関すること 3 交通誘導に関すること 4 交通規制および交通の確保に関すること 5 地域安全確保に関すること 6 避難対象地域、避難施設等の治安維持に関すること 7 避難等防災広報活動に関すること 8 被災者の支援と情報収集に関すること

○地方支部の所掌事務

支部長	支部	支部員	事務分掌
各総合事務所長※	県民局	県民局長	1 災害対策本部地方支部の設置に関すること 2 市町村との連絡調整に関すること 3 職員応援体制の整備に関すること 4 庁舎の管理、運用、調査に関すること
	福祉保健局	福祉保健局長	1 医療救護対策支部に関すること
	生活環境局	生活環境局長	1 E M C の支援に関すること 2 飲料水に関すること
	関係する所属		1 広域避難所の運営支援に関すること 2 被害状況の把握及び報告に関すること

※西部総合事務所（島根原子力発電所）、中部総合事務所（人形峰環境技術センター）については、災害本部体制の所掌事務に次の項目を加える
 （西部総合事務所）
 ・原子力発電所の現地確認に関すること

- ・島根県庁へのLO（連絡員）派遣に関すること
- ・現地災害対策本部の設置に関すること

(西部・中部総合事務所)

- ・オフサイトセンターへの要員派遣に関すること
- ・平常時モニタリングに関すること

○災害対策本部（原子力）事務局事務分掌

事務局長（危機管理局長）

班名及び構成	事務分掌
<u>総括班</u>	1 災害応急対策の基本方針及び総合的災害対策計画の企画に関すること。
○班長 危機管理局副局長	2 各部、班の災害応急対策の総合調整に関すること
○副班長	3 本部の予算に関すること
総務課長 危機管理政策課 課長補佐	4 防災会議との連絡調整に関すること 5 本部会議の運営及び記録に関すること
○班員 危機管理政策課 総務部、未来づくり推進局、企画部、文化観光局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者、企業局、教育委員会、警察本部	6 本部長の命令指示の伝達に関すること 7 事務局各班の連絡調整及び班長会議に関すること 8 現地本部に関すること 9 現地本部長、関係市町長との連絡調整に関すること 10 自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁への派遣要請及び受入、活動調整に関すること 11 防災関係機関との連絡調整に関すること 12 各機関のヘリコプターの調整、その他、輸送力の確保（自衛隊関係）に関すること 13 国及び都道府県に対する連絡調整、応援要請に関すること 14 その他災害対策に関すること

<u>情報収集班</u>	1 被災情報の収集及び集計に関すること
○班長 危機対策・情報課	2 気象情報等の収受及び通報に関すること
災害情報センター参事	3 生活情報の収集に関すること
	4 被災地支援情報（ボランティア活動等を含む）の収集に関すること

○副班長 鳥取力創造課長 政策法務課長	5 市町村、消防本部その他の防災関係機関の応急活動の把握に関すること 6 各班及び現地本部等への情報提供に関すること 7 防災関係機関等に対する情報提供に関すること 8 隣接県の災害対策本部設置状況及び被害状況の取りまとめに関すること 9 原子力損害賠償に関すること 10 発災時以降における県民等からの被害情報、ボランティア活動等の問い合わせに対する対応に関すること
○班員 危機対策・情報課 災害情報センター 危機管理政策課 未来づくり推進局、総務部、企画部、文化観光局、保健福祉部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者、企業局、教育委員会、警察本部	

通信班 ○班長 危機対策・情報課 情報システム担当 課長補佐	1 防災行政無線、アシスト等及び国との情報伝達手段の機能確保に関すること 2 通信施設の保全および通信連絡の総括 3 災害対策本部機器及び各種防災情報システム機器の管理 4 ヘリテレシステムの運用 5 通信回線の確認 6 ファクシミリ送信等他班の支援
○副班長 情報システム担当 係長	
○班員 情報システム担当	

広報班 ○班長 広報課長 ○副班長 未来戦略課長 広報課 課長補佐	1 新聞、テレビ、ラジオ等による情報の伝達に関すること 2 知事の呼びかけ等テレビ、ラジオによる特別広報に関すること 3 知事発表、資料提供等報道機関への対応に関すること 4 関係市町、その他の者の要請に基づく広報に関すること 5 災害応急対策の広報に関すること 6 対策の進捗状況等を記録するための写真等の収集整理に関すること 7 取材調整に関すること 8 消費者保護対策及び物価対策に係る情報提供に関すること。
○班員 広報課職員 未来戦略課 災害情報センター	

	9 風評被害の影響の軽減に関すること
--	--------------------

<u>涉外班</u> ○班長 企画課長 ○副班長 財政課長 ○班員 総務部、企画部	1 政府及び国会に対する要望書等の作成に関する こと 2 政府及び国会の視察団の視察に関すること 3 激甚災害法の各部調整に関すること 4 県議会との連絡調整に関すること
---	---

<u>活動支援班</u> ○班長 消防防災課長 ○副班長 人事企画課長 情報政策課長 ○班員 消防防災課 未来づくり推進局、総務部、企画部、文化観光局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者、企業局、教育委員会、警察本部	1 被災市町村の支援、調整に関すること 2 関係市町相互間の応援に係る指示又は調整の總括に関すること 3 関係市町の原子力災害対策の代行調整に関する こと 4 県外避難者に対する支援に関すること 5 県災害対策本部の庶務に関すること 6 災害対策本部室の確保及び設置に関すること 7 災害対策要員の確保及び勤務ローテーションに 関すること 8 災害対応職員、県有管理施設職員及び県有管理施 設の安全の確保に関すること 9 災害対応要員の食料等及び宿泊先の確保に関する こと 10 通信・連絡体制（防災行政無線を除く）の確保に 関すること 11 県有車両の運用に関する事（土木作業用車両を 除く） 12 事務用品、備品の管理、補給に関する事 13 県職員等及び県管理施設の被害の集計等に 関すること
--	---

<u>救護班</u> ○班長 福祉保健課長	1 避難所等の開設、運営及び避難所等における通信 設備の確保に関する事 2 応急救助（避難施設の供与、医療等の提供、学用
---------------------------------	--

○副班長 業務効率推進課長 住宅政策課長 教育総務課長	品の供与、埋葬・火葬、死体の処理、通信設備の提供及び被災住宅の応急修理等) の実施に関すること
○班員 消防防災課 総務部、文化観光局、福祉保健部、 生活環境部、県土整備部、教育委 員会	<p>3 災害救助法 (市町村への事務委任手続きを含む) の適用及び実施に関すること</p> <p>4 医療情報の防災関係機関及び医療関係機関への提供に関すること</p> <p>5 医療及び医薬品の確保に関すること</p> <p>6 医療救護対策本部の編成及び設置 (支援) に関すること</p> <p>7 保健衛生の確保に関すること</p> <p>8 災害時要援護者対策に関すること</p> <p>9 被災住宅の応急修理等に関すること</p> <p>10 ライフラインの確保に関すること</p> <p>11 動物 (ペットに限る) の健康管理に関すること</p>

<u>物資班</u> ○班長 くらしの安心推進課長 ○副班長 生産振興課長 集中業務課長 ○班員 消防防災課 福祉保健部、生活環境部、商工労 働部、農林水産部、会計管理者	<p>1 応急救助 (食糧、生活関連物資等の供与等) の実施に関すること</p> <p>2 食糧、生活関連物資等の確保に関すること (協定締結先等)</p> <p>3 義捐金 (物資) 及び支援物資の受入及び配分に関すること</p> <p>4 被災者等に対する資金等のあっせん等に関すること</p>
--	---

<u>住民避難・安全班</u> ○班長 危機対策・情報課長 ○副班長 自治振興課長、交通政策課長 技術企画課長、県警警備第二課長 ○班員 危機対策・情報課 未来づくり推進局、総務部、企画 部、文化観光局、福祉保健部、生	<p>1 市町村が行う住民避難の支援に関すること</p> <p>2 被災住民の避難 (避難時の食料等の供与及び医療の提供等を除く)に関すること</p> <p>3 避難路及び緊急輸送路等の確保に関すること</p> <p>4 避難手段及び輸送手段の確保 (緊急通行車両の申請手続きを含む)に関すること</p> <p>5 安否情報の問い合わせに対する対応に関すること</p> <p>6 応急救助 (被災者の捜索・救助、死体の捜索) に関すること</p>
--	---

活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者、企業局、教育委員会、警察本部	6 社会秩序の維持及び安全の確保（立入制限地域の設定及び危険物質の除去等を含む）に関すること 7 飲食物の摂取制限に関すること 8 県警本部との連絡調整に関すること 9 その他、避難に関する総合調整
---	--

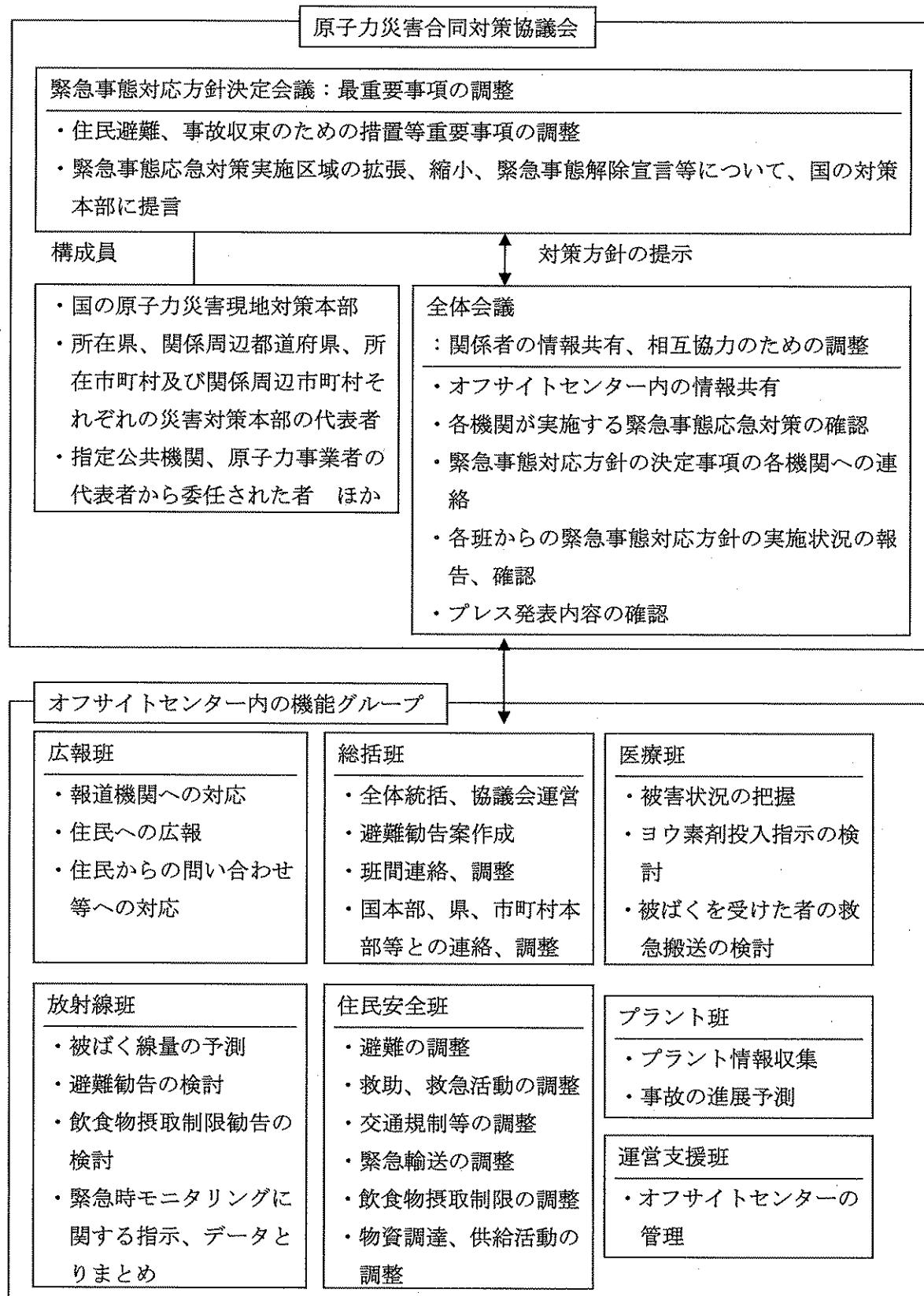
原子力（環境回復）班 ○班長 原子力安全対策室長 ○副班長 水・大気環境課長 循環型社会推進課長 ○班員 原子力安全対策室 水・大気環境課 循環型社会推進課 その他生活環境部 未来づくり推進局、総務部、企画部、文化観光局、福祉保健部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者、企業局、教育委員会、警察本部	1 県の原子力災害応急対策の実施の総括に関すること 2 原子力防災資機材の確保に関すること 3 緊急時モニタリングに関すること 4 放射線測定調査に関すること 5 環境の除染に関すること 6 災害廃棄物の処理に関すること 7 国の原子力災害対策本部及び現地災害対策本部、原子力専門家会議との連絡調整に関すること 8 原子力防災専門官、原子力災害合同対策協議会、県原子力防災専門家会議との連絡調整に関すること 9 専門家の派遣要請に関すること
---	--

2. 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

・図3-12 「原子力災害合同対策協議会の組織、構成員」

図3-12 原子力災害合同対策協議会の組織、構成員



また、県は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療機関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

3. 専門家の派遣要請

県は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じて、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請し、原子力防災専門家会議の委員に対しては、原子力応急対策・放射線管理・放射線防御等の専門分野について助言等を求めると共に、必要に応じて委員に対して参考集を要請するものとする。

4. 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

県は、緊急消防援助隊員の出動要請の必要があると認める場合又は県内市町村長から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。

県警察は、必要に応じ、警察庁を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

5. 自衛隊の派遣要請等

知事は、原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は県内市町村長から要請があった場合は、直ちに派遣を要請するものとする。

また、原子力災害対策本部長又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。

6. 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するため

の応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目処として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

県は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

7. 防災業務関係者の安全確保

県は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配意するようものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整える等安全管理に配意するものとする。

(2) 防護対策

① 現地災害対策本部長、医療救護対策本部長、モニタリングセンター長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

また、現地災害対策本部長は、関係周辺市町やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

② 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、現地災害対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。

さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

① 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

② 県は、県職員の被ばく管理を行うものとする。

③ 県の放射線防護を担う班は、現地災害対策本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行うものとする。

④ 県の本部の放射線防護を担う班及び緊急時モニタリングセンターは、医療救護対策本部及び緊急被ばく医療現地派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。

⑤ 県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

⑥ 県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、所在県、所在市町、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

1. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

（1）島根原子力発電所において県が実施する対策

① 県は、所在県において、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出し、P A Z内の避難が指示された場合、所在県の要請に基づき、必要な住民避難の引き受けを行うものとする。

また、県は、国と連携し、緊急時モニタリングを実施し、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、U P Zを含む米子市、境港市に対し、住民等に対するU P Z内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。

なお、県の知事は、提示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

・表3—2「屋内退避及び避難等に関する指標」

② 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

③ 県は、関係周辺市町長等が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部に対しても情報提供するものとする。

④ 県は、国の協力のもと、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。

なお、県境を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

(2) 人形崎環境技術センターにおいて県が実施する対策

- ① 県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、三朝町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。
- ② 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む町に協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- ③ 県は、関係周辺市町長等が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、三朝町に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害対策本部に対しても情報提供するものとする。
- ④ 県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。なお、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。

2. 避難場所

- (1) 県は、避難対象区域を含む市町に対し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設することを支援するものとする。
- (2) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否確認に努め、把握した情報については県及び市町村に提供するものとする。
- (3) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、避難場所における生活環境が、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利

用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状況や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるとともに、必要に応じ、避難場所におけるペット飼育場所の確保に努めるものとする。

- (4) 県は、厚生労働省と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、子ども等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

なお、県は市町村と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

- (5) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

- (6) 県は、国及び避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、必要に応じ、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

- (7) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。

- (8) 県は、国及び避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めるものとする。

- (9) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不

足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。

3. 広域一時滞在

- (1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。
- (2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、被災市町村からの要請を待つ暇がないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行うものとする。
- (3) 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、県は市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。
- (4) 原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災県にも計画の内容を示すものとされている。
県は、必要に応じ、原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。
- (5) 県は、被災した場合、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

4. 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難の際の住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し、地方公共団体に連絡するものとされている。

県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難した後に、住民等のスクリーニング及び除染を行うものとする。

5. 安定ヨウ素剤の予防服用

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、

服用するべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

6. 災害時要援護者等への配慮

- (1) 県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関し、災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。
また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受け入れ協力を要請するものとする。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受け入れ協力を要請する等、避難先の調整のための必要な支援を行うものとする。

7. 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

8. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものと

する。

9. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

県は、関係周辺市町長等が設定した警戒区域もしくは避難を勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導する等、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

10. 食糧、生活関連物資等の供給

- (1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料、毛布等の生活関連物資等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含める等被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 被災した県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 被災した県及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国(物資関係省庁)や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。
- (4) 被災した県は、被災市町村における備蓄物資等が不足する等緊急事態応急対策を的確に行なうことが困難であると認める等、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。
- (5) 被災した県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。
なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を

行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盜難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- (1) 県は、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲食物の検査を実施する。
- (2) 県は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第7節 緊急輸送活動

1. 緊急輸送活動

- (1) 緊急輸送の順位及び範囲

県は、応急対策実施区域を含む市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、下表の順位を原則として調整するものとする。

・表3-2 「緊急輸送の順位及び範囲」

表3－2 緊急輸送の順位及び範囲

緊急輸送の順位		緊急輸送の範囲
第1順位	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助、救急活動に必要な輸送 ・対応方針を定める少人数のグループのメンバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・負傷者 ・国、県、市の対策本部長等
第2順位	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の輸送（緊急性の高い区域からの優先的な避難） ・災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者 ・緊急事態応急対策要員 (国の現地本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員)
第3順位	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態応急対策要員 (第2順位を除く国の現地本部要員、原子力合同対策協議会構成員、情報通信要員)
第4順位	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の生活を確保するために必要な物資の輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート屋内退避所、避難所を維持管理するために必要な人員、資機材、食糧、飲料水等生活に必要な物資
第5順位	<ul style="list-style-type: none"> ・その他災害応急対策のために必要な輸送 	

(2) 緊急輸送体制の確立

- ① 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- ② 県は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ、周辺市町村や周辺県に支援を要請するものとする。
・表3－3 「緊急輸送にかかる応援機関」

表3-3 緊急輸送にかかる応援機関

輸送手段	応援機関・応援手段	備考
陸路（鉄道）	JR西日本	
陸路（トラック）	日本通運、日ノ丸西濃運輸、県トラック協会、自衛隊	・中国運輸局（鳥取運輸支局）を通じて、輸送力確保のあっせん依頼 ・「緊急・救護輸送に関する協定書」に基づき、県トラック協会に応援要請
陸路（バス）	日ノ丸自動車、日本交通、県バス協会、自衛隊	
陸路（福祉車両）	鳥取県ハイヤータクシー協会、鳥取県社会福祉施設経営者協議会、鳥取県老人福祉施設協議会、鳥取県老人保健施設協会、自衛隊の車両	
海路（船舶）	公共的団体等の所有船舶 海上保安部、海上保安署の所属巡視船艇 海上自衛隊の所属艦艇	中国運輸局鳥取運輸支局境庁舎に対するあっせん又は調整の要請
空路（航空機）	自衛隊所属航空機 第八管区海上保安本部航空機 地方公共団体のヘリコプター 緊急消防援助隊のヘリコプター	

③ 県は、②によても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2. 緊急輸送のための交通確保

（1）緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制の実施にあたっては、緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。

また、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。

（2）交通の確保

県警察は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとし、緊急輸送を確保するため必要がある場合は、直ちに一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとする。

また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

なお、県警察は、交通規制に当たっては、原子力災害合同対策協議会において道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

1. 救助・救急及び消火活動

- (1) 県は、関係周辺市町の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保する等の措置を講ずるものとする。
- (2) 県は、関係周辺市町から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町村、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 県は、関係周辺市町から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに広域緊急援助隊、緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った関係周辺市町に連絡するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

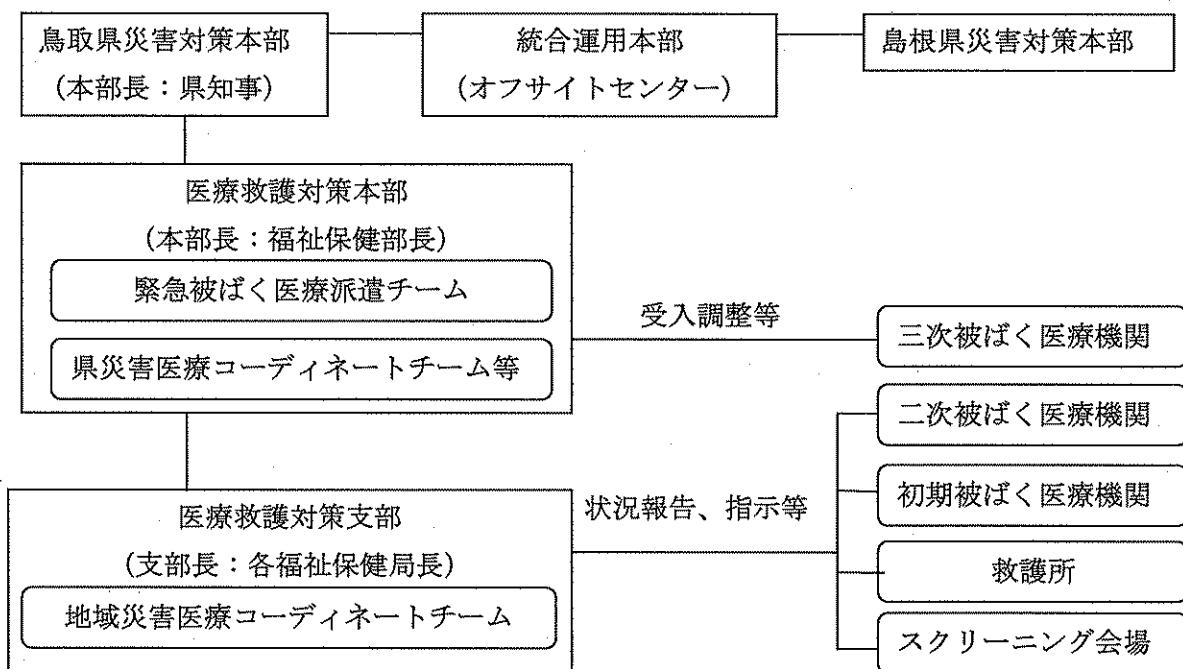
- ① 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 関係周辺市町への進入経路及び集結（待機）場所

2. 医療活動等

- (1) 県は、医療救護対策本部において、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づき、医療活動等を実施するものとする。

・図3-13 「緊急被ばく医療体制図」

図3-13 緊急被ばく医療体制図



また、県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学付属病院、県立病院等医療機関及び医師会等医療関係団体に対し、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

- (2) 医療班等は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学付属病院を中心に、各医療機関から派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受ける等により、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。
- (3) 県は、原子力災害現地対策本部から安定ヨウ素剤の服用の緊急時応急対策活動を実施するよう指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を実施するとともに、アレルギー等への対処態勢を確保するものとする。
- (4) 県は、UPZ外の避難経路上にスクリーニングポイントを設置し、避難者のスクリーニングを行い、避難者を避難所に収容するまでの間に、スクリーニング及び必要に応じて除染を行う。また、スクリーニングポイントを通過しなかった避難者については、避難先地域内に設置する予備スクリーニング会場でスクリーニングを行う。
- (5) 県は、自ら必要と認める場合又は関係周辺市町等から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し、搬送手段の優先的確保等の特段の配慮を要請するものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられることから、これらに適切に対応できる体制を整備する。

1. 住民等への情報伝達活動

- (1) 県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等の原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動搖あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。
- (2) 県は、住民等への情報提供にあたっては国及び応急対策実施区域を含む市町村と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- (3) 県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、SPEEDIネットワークシステムによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者と相互に連絡を取り合うものとする。
- (5) 県は、情報伝達に当たって、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を隨時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者の生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(6) 県は、避難状況の確実な把握のため、居住する市町村が指定した避難所以外に避難をした場合等には、当該市町村の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民に周知することについて協力するものとする。

- ・図3-14 「住民に対する広報及び情報伝達系統図」
- ・表3-4 「住民に対する広報時期及び広報事項」
- ・表3-5 「広報事項における役割分担」
- ・表3-6 「報道機関への広報事項」

図3-14

住民に対する広報及び情報伝達系統図

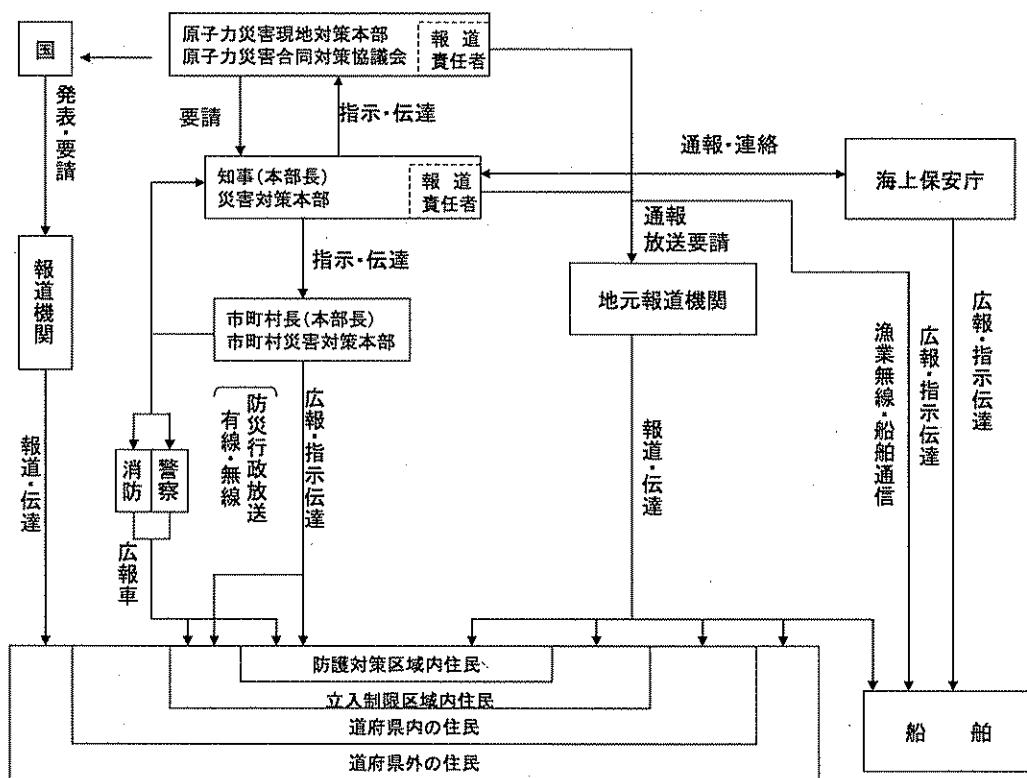


表3－4 住民に対する広報時期及び広報事項

広報時期	広報事項
トラブル発生時	トラブル概要、危険性の有無、今後必要な行動、対策の状況、今後の見通し
交通規制実施時	区間、期間、今後の見通し
特定事象通報時	時点、概要、意味、原因、危険性の有無、今後必要な行動、対策の状況、今後の見通し
原災法第15条事象発生時、原子力緊急事態宣言発出時	時点、概要、意味、原因、危険性の有無、今後必要な行動、対策の状況、今後の見通し
事態が進展したとき	事態の変更の内容、変更による住民の行動の変更（具体的に）
行動指示の変更時	行動指示の変更理由、変更による住民の行動の変更（具体的に）
放射性物質の放出開始	時点、原因、危険性の有無、今後必要な行動、対策の状況、今後の見通し
避難、退避等の解除	今後必要な行動、今後の見通し

ただし、新たな伝達情報がない場合であっても、住民を不安にさせないよう定期的（概ね1～2時間ごと）な広報に努めるものとする。

表3－5 広報事項における役割分担

オフサイトセンター	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。
県	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。 オフサイトセンター所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村に広報を依頼する。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態、災害の概要、市町村が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置、注意事項について、サイレン、防災行政無線、広報車等を通じて住民に広報する。 オフサイトセンター所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。

表3-6 報道機関への広報事項

事象	広報事項
異常情報・事故情報	<ul style="list-style-type: none"> ・事故等の状況（事故等の種別、発生日時、発生区域[事業所の区域内・区域外]、全般的概況、事故等の規模、国等への報告義務の有無） ・応急対策状況（事業者、県、市町村） ・映像、写真等による現地の状況 ・汚染、被ばく者の有無 ・事業所外への影響の有無 ・環境放射線モニタリングの測定結果（テレメータ）
特定事象・原子力緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の状況（災害の種類、発生日時、発生区域、全般的概況、災害の規模） ・応急対策状況（事業者、国、県[警戒本部・災害対策本部]、市町村、防災関係機関等） ・映像、写真等による現地の状況 ・事業所区域外への影響の有無 ・環境放射線モニタリングの実施状況及び測定結果 ・今後の進展予想
その都度、住民に周知する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・住民がとるべき措置（屋内退避、避難、飲食物の摂取制限、等） ・交通規制の状況 ・住民が取るべき措置の解除

2. 住民等からの問い合わせに対する対応

県は、国、応急対策実施区域を含む市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応するものとする。

1. ボランティアの受入れ等

県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人と

の会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるように配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資、義援金の受け入れの基本方針

県は、個人からの義援物資は原則として受け入れず、個人に対しては、義援金での支援をお願いするものとする。

(2) 義援物資の受入れ

被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町村が受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分に配慮した方法とするよう努めるものとする。

(3) 義援金の受入れ

義援金の使用については、県が義援金収集団体と配分委員会を組織し、市町村とも十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫する等して、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

- (1) 県は、県の庁舎等の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するものとする。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。
- (2) この場合において、県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。
- (3) 県は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ当該市町村の庁舎等が当該地域に所在する場合、当該市町村が当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

第12節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故について、防災関係機関は次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じ、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。
- (4) 県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力災害被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

県は、市町村が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

県は、国、関係周辺市町、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、平常

時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

1. 災害地域住民の記録

県は、関係周辺市町が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。

2. 影響調査の実施

県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。

3. 災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 県は、国及び関係周辺市町と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2) 県は、国及び関係周辺市町と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従来の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 県は、関係周辺市町と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び関係周辺市町と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の產品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第 10 節 被災中小企業等に対する支援

県は、国、関係周辺市町と連携し、必要に応じ設備復旧資金、運転資金の貸付のほか、地方税の軽減制度の創設や徵収緩和措置の適用等、きめ細やかな支援に努めるものとする。また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第 11 節 心身の健康相談体制の整備

県は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び関係周辺市町とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第 12 節 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

第 13 節 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

別紙1 原子力災害時の災害体制の基準（島根原子力発電所）

種別	本部等の設置体制		配備の基準	配備要員	主な対応	オフサイトセンター等への派遣	
	本部 本部	支部					
注意 体制 (1)	原子力安全対策室の職員	…	・中国電力(株)から「島根原子力発電所に係る島取県民の安全確保に関する協定」第10条に基づいた異常時の連絡があつて、危機管理局長の判断により警戒体制をとらず、安全確認を行わない等の事案	関係課 (室) においてあらかじめ定めた職員	1. 安全協定10条に基づく現地確認 (島根県職員等に同行) 2. 関係各課 (室) においては、警戒体制配備に対する準備を行うものとする。	【現地確認】 1. 西部総合事務所の職員 2. 原子力安全対策室の職員	
注意 体制 (2)	原子力安全対策室及び関係課の職員	西部総合事務所生活環境局の職員	・上記の連絡があつた場合で危機管理局長の判断により安全確認を行う事案	関係課 (室) においてあらかじめ定めた職員	1. 安全協定10条に基づく現地確認 (島根県職員等に同行) 2. 関係各課 (室) においては、警戒体制配備に対する準備を行うものとする。	【現地確認】 1. 西部総合事務所の職員 2. 原子力安全対策室の職員	
警戒 体制 (1)	島根県災害警戒本部 本部長：危機管理局長 副本部長：危機管理副局長 本部員：原子力安全対策室、危機対策・情報課、危機管理政策課、消防防災課、広報課の職員、その他職員で危機管理局長が指名する者 (水・大気環境課、衛生環境研究所、医療政策課等)	西部総合事務所 (生活環境局)、中部総合事務所 (生活環境局)、中部総合事務所 (生活環境局) の職員	・中国電力(株)から「島根原子力発電所に係る島取県民の安全確保に関する協定」第10条に基づいた異常時の連絡があつて、危機管理局長が警戒体制をとる必要があると認められたとき。	関係課 (室) においてあらかじめ定めた職員	1. 中国電力(株)から特定事象の連絡があつたとき 2. 特定事象の情報を入手したとき 3. 中国電力(株)から異常情報の通報を受け、危機管理局長が警戒対策本部体制をとる必要があると認めたとき 4. 島根県松江市において震度4又は震度5弱の地震が発生したとき	【OFC】 1. 危機対策・情報課長は、現地事故対策連絡会議に参加 2. 西部総合事務所の職員であらかじめ定められた職員 (連絡調整要員) 3. その他、あらかじめ定められた機能班要員等	【OFC派遣】 1. 西部総合事務所の職員 2. 危機管理局長の指示を受けた職員
警戒 体制 (2)	島根県災害警戒本部 本部長：危機管理局長 副本部長：危機管理副局長 本部員：原子力安全対策室、危機対策・情報課、危機管理政策課、消防防災課、広報課の職員、その他職員で危機管理局長が指名する者 (水・大気環境課、衛生環境研究所、医療政策課等)	西部総合事務所 (生活環境局)、中部総合事務所 (生活環境局) の職員	・内閣経理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき 2. 知事が必要と認めたとき 3. 島根県松江市において震度5強以上の地震が発生したとき	関係課 (室) においてあらかじめ定めた職員	1. 各部 (局) は防災活動に從事するものとし、直接関係のない職員にあつては、部 (局) 長の指示に従い、いつでも防災活動に從事できるよう待機するものとする。	【現地災害対策本部】 1. 治騒盜対策本部として現地災害対策本部長として西部総合事務所へ移動 2. 危機対策・情報課長 (連絡調整要員) 3. その他、あらかじめ定められた機能班要員等	【OFC】 1. 治騒盜は、原子力災害合同対策協議会参加要員としてOFCに移動 2. 危機対策・情報課長 (連絡調整要員) 3. その他、あらかじめ定められた機能班要員等
非常 体制 (1)	島根県災害対策本部 【事務局】 危機管理局の職員並びに別途危機管理局長が指示する応援要員	島根県災害対策地方支事務局 地方支部運営部 マニユアル	・内閣経理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき 2. 知事が必要と認めたとき 3. 島根県松江市において震度5強以上の地震が発生したとき	関係課 (室) においてあらかじめ定めた職員	1. 内閣経理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき 2. 知事が必要と認めたとき 3. 島根県松江市において震度5強以上の地震が発生したとき	【OFC】 1. 原子力緊急事態宣言 (原災法第15条) 原子力災害対策本部 (東京) 本部長 = 内閣総理大臣 【OFC】 原子力災害現地対策本部 本部長 = 環境副大臣 (又は政務官) 原子力災害合同対策協議会	【現地災害対策本部】 1. 全職員 2. 関係の全職員をもって防災活動に従事するものとする。
非常 体制 (2)							

別紙2 原子力災害時の災害体制の基準（人形町環境技術センター）

種別	本部等の設置体制	配備の基準	配備要員	主な対応	オフサイトセントナー等への派遣	
注意 体制	本部 本部 原子力安全対策室の職員	支部	—	・警戒体制又は非常体制配備の指令がないときであって、異常情報の通报があつた場合で、危機管理局長が必要と認めたとき。 ・警戒体制配備又は非常体制配備の指令があつた場合で、危機管理局長が必要と認めたとき。	関係課（室）においてあらかじめ定められた職員 1. 関係各課（室）においては、環境放射線の監視体制を強化する。 2. 関係各課（室）においては、警戒体制配備に対する準備を行うものとする。	
警戒 体制	島取県災害警戒本部 本部長：危機管理局長 副本部長：危機管理副局長 本部員：原子力安全対策室、危機管理政策課、消防防災課、広報課の職員、その他職員で危機管理局長が指名する者（水・大気環境課、衛生環境研究所、医療政策課等）	中部総合事務所 (生活環境局)、 西部総合事務所 (生活環境局)の職員	1. 人形町環境技術センターから特定事象の通報があつたとき 2. 県のモニタリングで特定事象を確認したとき 3. 人形町環境技術センターから異常情報の通報を受け、危機管理局長が警戒体制をとる必要があると認めたとき 4. 岡山県鏡野町において震度4又は震度5弱の地震が発生したとき	【OFC】 1. 関係課（室）においては、情報収集・連絡・モニタリング等の応急対策に従事するとともに、随時部長会議を開き、情報連絡を行い対策を協議するものとする。 2. 関係部（局）においては、非常体制整備に対する準備を行うものとする。 3. 特定事象確認後は、緊急時モニタリングセンターを設置し、被ばく医療管理チームの派遣を要請する。	【OFC】 原災法第10条(特定事象)の発生通报 関係省庁事務対策連絡会議（東京） 【OFC】 現地事務対策連絡会議	【OFC】 1. 中部総合事務所の職員であらかじめ定められた職員（連絡調整要員） 2. 危機対策・情報課長（現地事故対策連絡会議構成員） 3. あらかじめ定められた職員（OFC機能班要員）
非常 体制 (1)	島取県災害対策本部 【事務局】 危機管理局の職員並びに別途危機管理局長が指示する応援要員	鳥取県災害対策地方支部 【事務局】 地方支部運営マニュアルであらかじめ定められた職員	1. 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき 2. 知事が必要と認めたとき 3. 岡山県鏡野町において震度5強以上の地震が発生したとき	【OFC】 1. 関係課（室）においてあらかじめ定められた職員 2. 各部（局）は防災活動に従事するものとし、直接関係のない職員であつては、部（局）長の指示に従い、いつでも防災活動に従事できるよう待機するものとする。	【OFC】 原原子力緊急事態宣言（原災法第15条） 原子力災害対策本部 本部長＝内閣総理大臣 【OFC】 原子力災害対策本部 本部長＝環境副大臣（又は政務官） 原子力災害対策協議会	【OFC】 1. 副知事（原子力災害対策本部会構成員） 2. 危機対策・情報課長（連絡調整要員） 3. あらかじめ定められた職員（OFC機能班要員）
非常 体制 (2)			知事が必要と認めたとき	全職員	県関係の全職員をもって防災活動に従事するものとする	

